

地球温暖化対策技術開発事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額27.16億円

目的・意義

更なる温室効果ガス削減のためには、**既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠**です。そこで、**基盤的な温暖化対策技術の開発**について、公募により選定した民間企業等に委託又は補助して行います。

事業内容

以下の技術開発分野ごとに基盤的な温暖化対策技術の開発について、**優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する民間企業等を公募により選定し、委託又は補助して行います。**

1 省エネ対策技術実用化開発 [委託]

省エネ対策技術の実用化を目指した**先導性・先見性が高い技術開発・実証**を行います。

(1) 重点テーマ「**LEDの材料開発等低コスト化技術の開発**」

(2) 自由提案

(1)のほか、例えば、フロン対策など他の温室効果ガスの排出削減にもつながる有意義、有望な省エネ対策技術を対象とします。

2 再生可能エネルギー導入技術実用化開発 [委託]

再生可能エネルギーの導入技術の実用化を目指した**先導性・先見性が高い技術開発・実証**を行います。

(1) 重点テーマ「**小規模かつ高効率なバイオマスエネルギー転換システムの開発**」

(2) 自由提案

(1)、(2)のほか、例えば、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大につながる有意義・有望な対策技術を対象とします。

3 都市再生環境モデル技術開発 [委託]

事業の具体化までは至っていないが、**地域特性を踏まえた先導性、先見性が高い技術開発・実証**を行います。

(1) 重点テーマ「**エリアエネルギーマネジメントシステムの開発・実証**」

(2) 自由提案

(1)のほか、都市再生にもつながる有意義・有望な地域モデルの技術開発・実証を対象とします。

4 製品化技術開発 [補助 (補助率1/2)]

技術開発委託事業の成果等により製品化が十分に期待できる地球温暖化対策技術に係る**技術開発**を行います。

委託・補助内容

1. 委託・補助対象者：民間企業、公的研究機関、大学等

2. 委託・補助内容：基盤的な温暖化対策技術開発

【1 地方公共団体向け補助事業の概要】

① 事業費の負担割合

補助率は1/2です。

② 事業費の規模及び補助下限額

◆事業費の規模

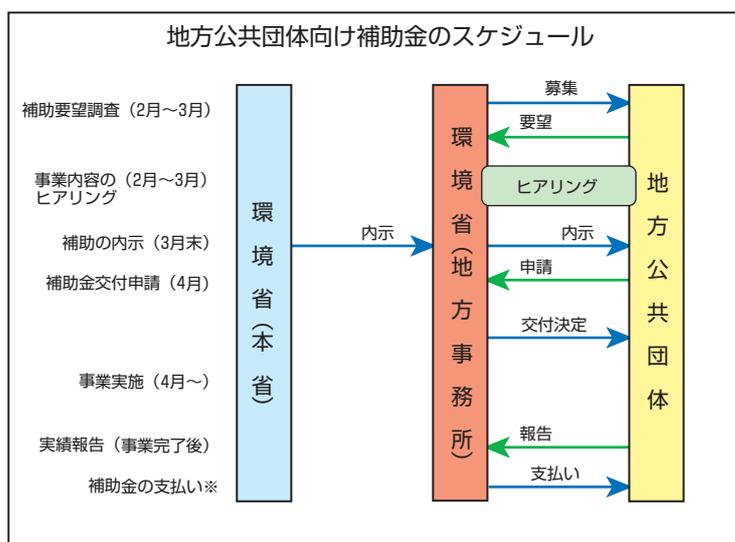
1事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。

◆補助下限額

補助下限額は600万円となっています。これは地方公共団体向け補助金の全ての事業の補助額の合計額について適用されますので、1つの事業でこれを下回る場合でも複数の事業と組み合わせて適合させることができます。なお、学校への燃料電池導入事業、次世代低公害車普及事業、低公害(代エネ・省エネ)車普及事業については、補助下限額の適用はありません。

③ 補助金執行のスケジュール

「地方公共団体向け補助金」における補助金執行の手続きは、概ね次のようなスケジュールで行われます。また、当初の募集において予算額に残余がある場合は、追加的に募集を行うことがあります。



※市町村が補助事業を実施する場合、関係書類は全て都道府県を經由して環境省へ提出していただきます。

【2 民間団体向け補助事業の概要】

① 事業費の負担割合

民間団体向け補助事業の場合、補助率は事業によりそれぞれ1/3又は1/2となります。

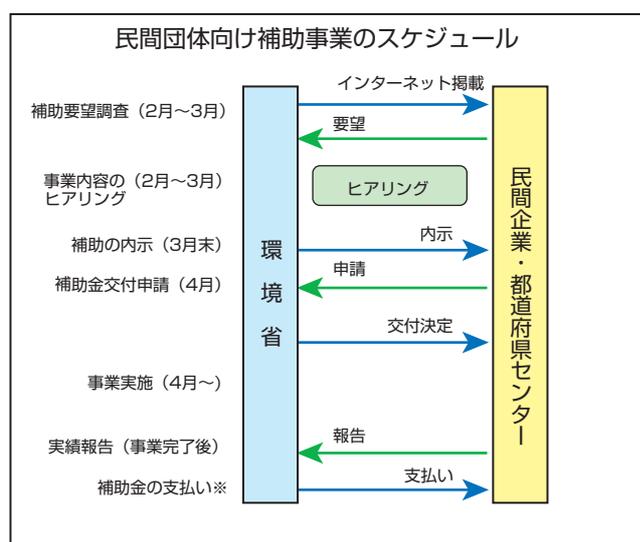
② 事業費の規模及び補助下限額

1事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。また、補助下限額も規定していません。

③ 補助金執行のスケジュール

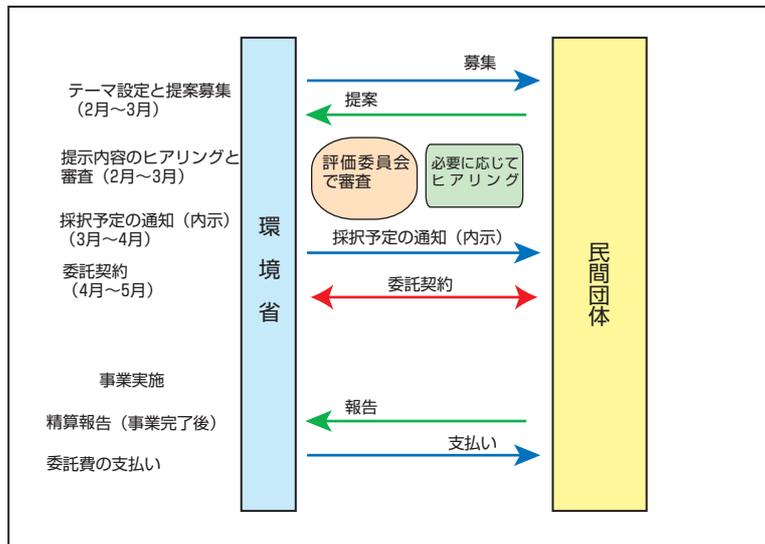
民間団体向け補助事業の補助金執行の手続きは、概ね右のようなスケジュールで行うことを予定しています。個々の事業により募集時期、手続きが異なりますので、詳しくは、環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp>) に掲載される募集案内により、その内容を確認してください。

また、当初の募集において予算額に残余がある場合は、追加的に募集を行うことがあります。



【3 民間団体向け委託事業】

委託事業の実施希望者を募集し、適切に事業を実施することが可能な者を環境省において選定して実施します。具体的な事業執行のスケジュールは概ね以下のとおりです。



【4 技術開発事業の概要】

技術開発事業も、民間団体向け委託事業に準じたスケジュールで募集し、評価委員会の審査を経て、採択決定をすることとしています。詳しくは、環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp>) に掲載される募集案内により、その内容を確認してください。

